

令和8年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和8年3月6日 午後1時24分 開 会

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	鈴木更司
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	小座野定信
委員	岡崎勉夫
委員	設楽健夫
委員	小倉博生
委員	久松公生
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	塚本直樹
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

保健福祉部長	羽成英明
議会事務局長	齋藤明
消防長	町島修
消防次長	立花秀男
介護長寿課長	関克明
健康増進課長	渡邊有美
国保年金課長	豊崎良憲
議会総務課長	由波大樹
監査委員事務局長	石川和彦
消防総務課長	豊崎伴之
消防総務課企画監	磯山健史
予防課長	大川賢一

出席書記名

議会総務課課長補佐	鴻 巢 智 子
議会総務課主幹	川原場 智
地域コミュニティ課係長	横 田 桂 明
国保年金課主事	石 橋 美 玖

議 事 日 程

令和8年3月6日（金曜日）午後1時24分 開 会

1. 議案等の審査

- (1) 議案第20号 かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第21号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算
- (4) 議案第27号 令和8年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (5) 議案第28号 令和8年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- (6) 議案第29号 令和8年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- (7) 議員発議第2号 かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

開 会 午後1時24分

○櫻井繁行委員長

皆さん、改めましてこんにちは。

定刻前ではございますが、皆様おそろいで準備もできているようでございますので、改めまして始めさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから3月5日に引き続き令和8年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

まず初めに、保健福祉部より昨日の委員会における発言について訂正の申出がございましたので、これを許します。

○保健福祉部長（羽成英明君）

昨日、産後ケアの実績の数字について誤りがございましたので訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○櫻井繁行委員長

それでは、産後ケアのところの発言ということですね。

それでは説明を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

健康増進課、渡邊です。よろしくお願いします。

昨日の議案審査特別委員会にて質問のありました産後ケアの令和7年度の実績について、見込み数まで含めて誤った数字をお伝えしてしまいました。大変申し訳ございません。

12月の確定値を再度お伝えしたいと思います。まず、デイケア、日帰りのケアでございます。こちらは33件です。次に、ショートステイ、宿泊によるケアです。こちらは17件です。最後にアウトリーチ、訪問によるケア、こちらは5件です。合計55件です。こちらは後日資料として提出させていただきます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

それでは産後ケアのところの日帰りと宿泊と訪問というところの発言の修正がございました。計55件ということで、皆様そういったことでお含みおきをいただきたいと思います。

それでは、改めまして議案第27号、入らせていただきます。

令和8年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

内容につきましては国保年金課、豊崎課長、あと一部、健康増進課、渡邊課長のほうから説明をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、まず初めは国保年金課長のほうでよろしいですね。

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

それでは、議案第27号 令和8年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

予算書は138ページからになります。

予算総額としまして歳入歳出それぞれ38億3380万円、前年度対比で1億1870万円、3.0%の減になります。

144ページ、歳入から説明させていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税のうち、1節現年度課税分7億6900万円、前年度対比で1100万円の増額になります。令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が新設となり、2100万円を計上しております。また、その他の税目についても、令和7年度実績により積み上げた基礎となる所得額について、賃金上昇の影響など増加傾向にあり増額となりますが、被保険者の減少と相殺し前年度同程度になると見込んでございます。被保険者数については7,367人、4.6%の減で見積もってございます。

続きまして、4款1項1目保険給付費等交付金26億9409万6000円、前年度対比で6715万3000円の減になります。減額となった理由につきましては、説明欄になりますが、普通交付金26億1522万6000円になります。普通交付金はその年度に歳出する給付費相当額を県が負担する収入科目になりますが、減少する被保険者数の影響が主な理由となりますが、前年度比較で7000万円ほどの減になります。また、特別交付金については、前年度比較284万7000円増の7887万円を計上してございます。国が都道府県を通じて市町村に交付となる財源となりますが、各自治体の取組の成果や点数により、国の予算額規模から相対的に配分する仕組みとなっており過大な予算は見込めないところではありますが、例年1,000円で予算設定している特別調整交付金（市町村分）にあつては、画一的な算定方法によって措置できない特別な事情を考慮し交付されるものであります。例年、ありますが、交付実績があり、令和8年度においてもこれが見込まれることから、過去5か年を平均し、それを基に計上いたしております。

続きまして、145ページをご覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金2億9170万7000円、前年度対比で2814万7000円の減額になります。減額となった理由につきましては、特に職員人件費及び事務費の減、被保険者数の減に伴う保険基盤安定繰入金の減で1125万6000円の減などが影響してございます。

続きまして、その次に計上する2項1目支払準備基金繰入金です。2025万6000円、前年度比較で3277万9000円の減額になります。

以上が歳入の予算の説明になります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

国民健康保険特別会計の歳出予算の事項別明細は147ページからになります。147ページは総務費、一

般管理費です。職員人件費及び事務費の計上になります。

続きまして、148ページをご覧ください。

2款保険給付費になりますが、1項総額の説明をさせていただきます。

1項療養諸費のページの最後の行になりますが、22億6000万円、前年度比較で5500万円の減額になります。

減額となった主な理由につきましては被保険者数の減少によるものですが、一方で、1人当たりの医療費にあつては、一時、令和3年度から増加傾向にありましたが、令和5年度から比較的伸びは落ち着き高止まっている状況にあります。今後にあつても高齢化が進む中、1人当たりの医療費は減少に転ずる材料がなく考えにくいこともあり、療養給付費において1人当たりの給付費に2%程度の伸び率を見込んだところでございます。

続きまして、2項高額療養費の全体の計上額になります。3億5822万7000円、前年度比較で1500万円の減額になります。療養諸費同様、被保険者数の減が要因となつてございます。

続きまして、149ページの中央からになります。

3款国民健康保険事業費納付金です。これは、都道府県化の制度改正以降、県に納める納付金を計上してございます。毎年、県内の市町村の医療費見込み、保険者負担分を推計し、標準保険料率と併せて市町村に示すものになります。

令和8年度の事業費納付金については、令和8年1月20日に本算定結果の概要が示されました。

予算書の1項医療費分は6億5318万1000円、続きまして2項後期支援分は2億9825万9000円、ページが移りまして、3項介護納付金分は9628万8000円に加え、令和8年度から子ども・子育て支援納付金分として2824万7000円の納付金の新設されました。この子ども・子育て支援金については、県に納付した後、国に拠出され、少子化対策の財源に充てられるものです。事業費納付金総額は10億7597万5000円、前年度と比較して4137万5000円の減額になってございます。

減額となった主な理由については、1人当たりの医療費は減少に見込む材料がないものの、被保険者数は5.15%の減少が見込まれることが影響しているものです。

続きまして、予算書150ページをご覧ください。

5款2項1目保健衛生普及費ですが、内容は151ページからにわたります。

説明欄に計上する12節医療費適正化通知業務委託については、例年行っているジェネリック差額通知や多剤重複投与者の分析等を計上してございます。

下の適用、受診適正化通知業務委託については、糖尿病性腎症重症化予防対策等を計上してございます。また、12節第3期データヘルス計画中間評価策定業務委託については、令和6年度に策定しました国民健康保険保健総合計画データヘルス計画について、令和8年度に中間評価を行うこととされており、進捗確認を行い、数値の評価、見直しを行うものでございます。

以上が令和8年度国民健康保険特別会計予算の説明になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

まず、国保年金課のほうからご説明をいただいたんですが、ここでまず豊崎課長の説明のほうで質疑をいただいて、その後に健康増進課のほうからも一部説明があるということですので、ちょっと暫時休憩します。

暫時休憩します。 [午後 1時38分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時38分]

続いて、説明を求めたいと思います。

○健康増進課長（渡邊有美君）

健康増進課、渡邊から説明させていただきます。

議案第27号 令和8年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算、健康増進課所管分についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。

予算書144ページをお願いいたします。

4款1項1目2節特別交付金です。説明欄の一番下、特定健康診査等負担金962万2000円です。特定健診の受診者に応じ、国の分も含め県から交付されるものです。令和8年度は特定健診2,400人、受診率40%を目標に、特定保健指導動機づけ支援240人、積極的支援90人分を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書150ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費、説明欄0101特定健康診査等に要する経費3503万円で、前年度比1.4%減です。こちらは、特定健康診査の対象者である40歳から74歳の被保険者の減少に伴って委託料を減額しております。受診率は40%を目標に、集団健診1,600人、医療機関での個別健診200人、この後ご説明いたします人間ドック受診者を含み合計2,400人を見込んでおります。

予算書151ページをお願いいたします。

5款2項2目疾病予防費、説明欄0101疾病予防に要する経費1200万円は、人間ドック受診者600人への補助を見込んでおります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは国保年金課、また、健康増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳入で、私、資料をいつも要求していたんですが、なんで令和7年度と令和8年度の予算の立て方のときに国保加入世帯数、保険者数、ちゃんと入れてないんですかね。

要求をしていたやつを見ると、令和7年度と令和8年度の区別が分からないんですよ、6年度も7年度も8年度も。こちらは、6年度は決算だから決算で分かるけど、7年度は予算、8年度は予算なんですよ。で、今、人数を、何か話したら、あれ、違うなと思ったのは、6年度の加入者数と違うんだよね。だから資料を要求しているときは、この決算に合わせたような形で人数、これ人数が減ったよと。今回、国保は全体的に後期高齢者にかなり移ったわけですよ。だから減少になっているというのは分かります。ですから、減少はどのぐらいの減少なのかというのがはっきりしないと、データの整理ができないんだよね。例えば、1人当たりの保険料、ざっくりと平均で割る、そうすると大体高くなったとか、これが分かるんですよ。

改めて、今おっしゃいました人数は幾らなんです、何人なんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

令和8年度の予算に、予算計上に見込んだ被保険者数につきましては7,367人を見込んでございます。

[「7年度は」と呼ぶ者あり]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和7年度は、予算に見込んだ人数は7,767人を見込んでございます。

[発言する者あり]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

差引きが400人で計上させていただいています。

○佐藤文雄委員

そうすると、今回の人数が減ったけれども、いわゆる保険税は伸びていると。これは子ども・子育て支援金が影響しているということでしょうか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

現年度の比較で、総額で1100万円増額になっています。一方で、新設となった子ども・子育て支援納付金分が2100万円計上、皆増になっていますので、比較すると医療、後期、介護の既存の保険税で1000万円ほど減っていると計算できます。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

これ単純に聞いたんだよ。令和8年度と令和7年度比べたら、これ500万円国民健康保険税増えているでしょう。今、何か減ったと言ったでしょう。

だから、人数は400人ぐらい積算上は減ったと。ところが増えたわけでしょう、500万円、プラスマイナスで。予算が8億900万3000円、7年度は8億400万3000円ということになると500万円でしょう。増えているでしょう。つまり、人数が400人減っても増えたのは、所得ががばっと増えるわけないよね、今どんどん下がっているんだから。それから見ると、子ども・子育ての支援金の分が増えたんですかという質問なんですよ。

○櫻井繁行委員長

それでは簡潔に、豊崎課長、答弁をお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

佐藤委員のお見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

お見込みのとおりですって言われているんですが、これ、私が例えばみんなに、市民に知らせるときに、例えばこの前、昨日、資料を出させていただきました。1人の場合で300万円の場合は9,100円上がりますよ、こういうふうな形での説明しかできないということになるかと思うんですが、何か簡便な方法はありますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほど申し上げたとおり、被保険者数は減少傾向にあります。

一方で、1人当たりの所得なんですけど、今年度実績においての説明になってしましますが、前年度1人当たりの所得額が66万7024円だったものが、今年度、令和7年度の本算定において68万7769円となっております。前年度比較で約2万円、2万745円の所得が増えてございます。そこの部分で増える要因となっております。それが相殺されて前年度同程度の伸びというふうになってございます。

○佐藤文雄委員

いろいろ話、だんだん話するといろいろなことが出てきましたね。大体あんまり上がっていないんじゃないかと言ったら上がっていますよと。2万円くらい実績として上がるんじゃないかという話なんです、こうすると、子ども・子育ての分のプラスよりも、この所得が全体的には上がった、いわゆる1人当たりの賃金が上がったというのかなり影響しているように思いますよね。

これ単純に今話した金額、給料、何%ですか、これ。計算できないので、今、電卓ないから。何%になっていますか。

○櫻井繁行委員長

所得のところですかね、66万7024円と68万7769円、いけますか、課長。

暫時休憩しますか。

[「ちょっとお待ちください。すみません」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ということは、暫時休憩でいいですか。

暫時休憩します。 [午後 1時51分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時52分]

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

所得の1人当たりの伸び率は3.1%となります。3.1%増になります。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

分かりました。

所得の400人が減ったといっても、その分が相殺されるぐらいに収入、保険税が入った。だから、結果的に子ども・子育ての分が大きく影響したということが確認できたと思うんですね。

そうすると、歳出のほうですか、歳出のほうで国民健康保険事業納付金、これ2824万7000円、これが大きく影響したというように思いますが、そういうことでよろしいですね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員お見込みのとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○佐藤文雄委員

それから、人間ドックのほうについては600人というふうにおっしゃったと思います。

それから健診ですか、健診が2,400人ということで、今現在これ、この数字というのは、健診のほうについては目標値が40%、これ目標値の40%に基づいて2,400人というふうにしたんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○健康増進課長（渡邊有美君）

委員のおっしゃるとおりです。

ただ、2,400人の中には600人も含まれているので、2,400人プラス600人ではなくて全部で、人間ドッ

クを含めて2,400人を目標としておりまして、その受診率が40%ということで目標値にしています。

以上です。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

細かいところで特別交付金が実際は284万7000円、3.7%増になっていますよね。

で、そのうち保険者努力支援金が多くを占めているんですね。204万3000円、いわゆる8%増えております。この保険者努力支援分というのがかなり大きく影響しているように思われます。この分の説明をお願いします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

保険者努力支援分につきましては、今年度計上させていただいているのが2764万3000円に対して前年度計上が2560万円、比較しますと204万3000円、8%の増になります。

こちらの計上なんですけど、毎年こちらについては国の予算の枠、あと、各市町村の成果によって点数化され、それぞれ毎年配分されるもので、過剰な予算を見込むことはできないんですが、例年交付実績があり、過去5か年の、5年間の平均をこちらに計上させていただいてございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかありますか。

○佐藤文雄委員

過去5か年の平均とおっしゃいましたけど、令和6年度の場合は3362万9000円と断トツに伸びております。

これ傾向を見ると、令和3年度、4年度、5年度、6年度とどんどん伸びているんですね。で、最終的に6年度が3362万9000円になっていると。で、今回は、予算3362万9000円に伸びているでしょう、こうだんだん。で、今回の予算を平均したと言っておりますが、2764万3000円ですね。

で、今この保険者努力支援分というのは、茨城県のある財源、これを各市町村の状況で分担するような形になっていると思うんですが、これは本市はそういう意味では保険者努力支援分が多いんでしょうか、真ん中なんだろうとか、どういう位置にあるんでしょうか。で、この保険者努力支援の大きなポイントは何でしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

今、144ページの歳入のところになるのかな。各委員の皆様もご確認をいただいて。

それでは、改めまして答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

各市町村、茨城県の中でどのぐらいの位置にいるのかであったり、それぞれの保険者努力支援の配分状況については、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、後で資料で提出するような形でよろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは、後日提出ということでよろしくお願いいいたします。

○佐藤文雄委員

引き続きですみません。

特別調整交付金（市町村分）というのは、何か令和7年度は予算化されていなかったようなんですよね。これ分かりますか。私のデータが間違っているのか。ちょっと教えていただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

暫時休憩します。 [午後 2時00分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時00分]

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

特別調整交付金（市町村分）にあつては、例年、予算では1,000円を計上させていただいております。

こちらの内容ですけれども、算定方法なんです。画一的な算定方法で措置できない特別な事情を考慮して交付されるものでございます。特別な事情と申しますと、地震とか火事とか災害、あと自発的失業者に対しての補填であるとかそういった事情のある方の保険給付、そういったところの金額を国が補填しているものになります。そういった事情のもので、毎年該当者が変わります。そうした意味で交付されるんですが、毎年実績があるので、令和8年度については過去5か年の実績を基に平均で計上させていただきました。

○佐藤文雄委員

そういうのは説明するしかないんじゃないか。

だって前は1,000円だよ。で、今回684万4000円。これみんな黙っていたら、これ、分からないんだよね。

これ加えて、その次、都道府県繰入金（2号分）、これは減っているんだよね。何か相殺すると減っている分が623万9000円で15.2%も減っているんですね。これも過去5年間で平均してこれをつくったんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

こちらの金額の見積りにつきましては、県から情報提供がありまして、県の見込額を計上させていただいております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

支払準備基金は令和7年度が5303万5000円、今回は2025万6000円、3277万9000円、61.8%減。これ説明してくれますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ご説明いたします。

歳出は事業費納付金について、歳出の事業費納付金と歳入の保険税の予算、保険税の予算の差引きの都合でそのような結果になっているんですが、先ほど申し上げたとおり1人当たりの所得が増えており

1人当たりの保険収入が多くなっていることと、例年比較して同程度の事業費の1人当たりの事業費納付金が算定されておりますので、その差額が圧縮されて支払準備基金のほうに影響しているものと考えられます。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、歳出が大体決まりますよね。で、歳入で保険料が幾ら、保険税が幾らと、必要なものを項目すると、その分で足りないと言われていたのを支払準備基金で補填をするというやり方を取っているんじゃないですか、基本は。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員のお見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

ということは今回、この支払準備基金もかなり余裕が出てくるなというふうに思いますけど、納付金そのものもそうですけれども、療養給付費、これも全体的に7,100万円ぐらい減っております、全体的に。マイナス2.6%です。結構これ、療養給付費も減っておりますよね。これはどういうふうな計算、積算をされたんですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

療養給付費なんですけど、そちらのほうは今年度までの実績を計算しまして、ちょっと時間ください。申し訳ありません。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時03分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時03分]

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

予算書につきましては148ページ、上から2段目の枠になります。

2款の保険給付費、1項の療養諸費の内容になります。そちらにつきましては、1人当たりの給付費を3か年平均を出しまして、そちらに被保険者見込み数を掛けたものに対して伸び率2%ほどを掛けた内容で計上させていただいています。

○佐藤文雄委員

伸び率を2%にしたんですか。

ということは、伸び率2%だと、これ高くはないですよね。いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

2%の伸び率を見込んだのは、先ほども説明させていただきましたが、高齢化が進む中、1人当たりの医療費が減少に転ずる材料が考えにくいことから2%を見込んだところです。

また、こちらは給付費ですので、不足に至らないよう2%を計上したものでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

よろしいですか。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

基本的に私は子ども・子育て支援金分を上乗せして保険税を上げたと、今でも厳しい中での保険税の引上げだということで反対をいたしました。

本来であれば、子ども・子育ては別立ての予算にしていくべきだと思いますが、国のほうのやり方ですから、それをどういうふうに回避するかということでは、全体の保険料、保険税の所得割、均等割を調整して引上げをしないようにすればよかったかなというふうに思っております。

で、今回のこの予算を見ますと、かなりまた黒字決算になるのではないかという、そういうことで見ることができると思うんですね。ですから、やはり今でも高い国保税を引き上げたいあの予算については、どうしても賛成することはできません。

以上です。

○櫻井繁行委員長

反対討論です。

そのほか皆様よろしいですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

本案は異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第28号 令和8年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

国保年金課、豊崎課長から説明をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

議案第28号 令和8年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書156ページからになります。

予算総額としまして、歳入歳出それぞれ12億7780万円、前年度対比で1億2380万円の増額になってございます。

161ページから歳入の説明をさせていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料4億3523万7000円、前年度対比で6669万1000円の増額になります。

続きまして、2目普通徴収保険料のうち1節現年度分普通徴収2億5341万5000円、前年度対比で5380万円の増額になります。

現年分として特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせた金額は6億8865万2000円、前年度と比較しますと1億2049万1000円、21.1%増を計上してございます。

主な要因としましては、先日の全員協議会でもご説明させていただいた令和8年度及び9年度の料率改正に伴う影響によるものです。ただし、基金については活用前の積算になってございます。後期高齢者医療広域連合で令和8年7月に行う本算定に伴って保険料の決定が見込まれますので、広域連合と歩調を合わせて適切な時期に補正予算を提案させていただきたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員長

課長、すみません、確認なんですけれども、聞き漏らしたら申し訳ないので、161ページの、今、歳入の特別徴収と普通徴収の数字読み上げた合計までいっていただいたんですが、ちょっと予算書と数字が違ような気がしているんですけれども、そういった説明をしていただかないと、我々こちらの特別会計の予算書しか見ていませんので、数字が合っていないところがやっぱり疑問になってしまいますから、その辺も含めてご説明いただけますか。

引き続きよろしくお願ひいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほどの金額なんですけど、現年度分としての合計で説明させていただきますと、特別徴収保険料の4億3523万7000円と普通徴収保険料の2億5341万5000円を足した金額が、6億8865万2000円が現年度分の保険料になります。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時17分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時18分]

改めてご説明をお願いいたします。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

改めて説明させていただきます。

161ページの1款1項後期高齢者医療保険料の1目特別徴収保険料4億3523万7000円、前年度比較で6669万1000円の増額となります。

続きまして、2目普通徴収保険料のうち1節現年度分の普通徴収になります。2億5341万5000円、前年度比較して5380万円、その下に計上しています滞納繰越分につきましては、普通徴収の滞納繰越分につきましては150万円を計上してございます。こちらは前年度同額で計上させていただいています。

合計で本年度が6億9015万2000円、前年度が5億6966万1000円ですので、差引き1億2049万1000円、21.2%の増となっております。21.2%の増となっております。こちら、増となった要因ですが、先日全員協議会で説明させていただいた令和8年度及び9年度の税率改正に伴う影響によるものでございます。ただし、この基金については活用前の積算になってございますので、後期高齢者医療広域連合で令和8年7月に行う本算定に伴い保険料の決定が見込まれますので、広域連合と歩調を合わせ適切な時期に補正予算を提案させていただきたいと考えています。

続きまして、3款1項一般会計繰入金5億8664万5000円、前年度対比で330万9000円の増額になります。被保険者数の増加により、保険基盤安定繰入金の前年度対比7.6%及び医療公費繰入金は前年度対比マイナス1.3%の伸びで、広域連合が試算したものになります。これまで被保険者数は増加傾向にあり、医療費公費分は年々増加傾向にありましたが、1人当たりの医療費にあつては減少傾向にあり、本年度は前年同水準の額が示されてございます。

以上が歳入予算の説明になります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

予算書162ページをご覧ください。

約中央に計上します2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金になります。12億7015万7000円、前年度対比で1億2409万2000円の10.8%の増額になります。増額の理由としましては、保険料率改正及び被保険者数の増に伴う保険料収入及び基盤安定負担金などが増えたが要因になります。

以上が歳出の予算の説明になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

特別徴収というのは年金から天引きするやつですね。で、それから普通徴収の場合は、通知を出して納めていくというやり方。

で、これ見ますと、特別徴収の保険、前年度と比べると6669万1000円増なんですね。で、パーセンテージ見ますと18.1%、ところが、普通徴収のほう見ますと5380万円なんですね、増えた。これ積算すると26.8%なんです。これよく分からないので教えてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

ちょっと暫時休憩をお願いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時25分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時33分]

それでは、改めまして答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えいたします。

保険料、特別徴収と普通徴収の割合なんです。特別徴収62.86%、普通徴収が37.14%となっていてございます。こちらの数字なんです。広域連合のほうからありました数字、調整した数字になりますが、令和4年度から令和6年度の年度末平均割合のほうから計算されている内容のものを今回採用しております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

逆に、今回の普通徴収の人というのは、年金のない方か、もしくは年金から引くのがかなり大変だという方かなというふうに思うんです。ということは、所得割と均等割というのがあるんですね。これ所得割と均等割で徴収するんですよ。所得が少ない人は所得割は払いません。ところが、均等割というのは、結構これは所得割を払わなきゃいけないんですね。ですから、所得割と均等割のバランス、つまり所得割じゃない均等割がかなり上がったことによって、普通徴収のほうは上がったんじゃないかなというふうに思われるんです。

いずれにしても、後期高齢の保険料そのものが大幅に上がっているという事実は、これで見とれると思います。

歳出のほうについても、これも広域連合の中で恐らく決まって指示されていると思いますので、これは同じ答えになってしまうと思うんです。

これ、1つものすごく重要な問題があるんです。後期高齢者医療と国民健康保険税、それから介護、茨城県の3つの基金残高、これ2024年度の残高が、介護の残高が18億4107万2000円、後期高齢、これが何と51億4213万2000円、国民健康保険の基金は26億6258万5000円なんです。つまり、後期高齢の安定化基金をいつも積みながら、これを取り崩さない、これが大きい原因じゃないかなと思うんです。本来であれば取り崩さなきゃいけないと思うんですが、これ分かっていますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

お答えします。

茨城県後期高齢者医療広域連合で処理している基金、医療給付費準備基金の保有額についてなんですが、令和7年度の金額で申しますと、87億8000万円になると情報提供がございました。そういった形で把握してございます。

○佐藤文雄委員

それは年度。だから、令和6年度が……

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和4年度末が51億……

○佐藤文雄委員

ちょっとごめんね。何年度ですか、80何億というのは。

○櫻井繁行委員長

それでは、同じ答弁で大丈夫なので、もう一度答弁をいただければと思います。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

広域連合のほうから情報提供によりますと、令和4年度末で保有額が51億7625万1000円、令和7年度末の見込みについてですが、87億8005万4000円というふうに報告されております。

○佐藤文雄委員

ありがとうございます。

私は2024年度だったから、令和6年度だったんです。最新のやつが87億円ですか。分かりました。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

○佐藤文雄委員

今、話しましたように、子ども・子育てを後期高齢者まで請求する。もともとこれは別建てでやるべきことだと私は思うんです。でも、これが入ることによってまた後期高齢者の医療保険が高くなる。今でも高いのに、もっと高くなる。

一方で、今言った安定化基金なんかが87億円という莫大なお金、これを取り崩して高齢者の保険料を抑えていくというほうをやるべきだなというふうに思います。

以上、反対です。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 令和8年度かすみがうら市介護保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉部から補足説明等ございませんか。

○保健福祉部長（羽成英明君）

介護長寿課、関課長から説明をいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

それでは、介護長寿課所管の令和8年度介護保険特別会計当初予算につきましてご説明いたします。

歳入からになります。

予算書は172ページをお願いいたします。

上段になります。

1款2項1目、現年度分特別徴収分8億1706万1000円、前年度比で946万3000円、1.2%の増となっております。普通徴収分7752万7000円、前年度比で86万1000円のマイナス、1.1%の減となっております。全体予算で8億9641万8000円、前年度比で870万2000円、1.0%の増となっております。第1号被保険者から徴収する保険料となっております。

次に、3款1項1目1節、予算額6億9741万1000円、前年度比で3542万4000円、5.4%の増となっております。介護保険給付費の国負担分で、居宅給付費分と施設等給付費分となっております。

次に、3款2項1目1節、予算額7938万1000円、前年度比でマイナス454万3000円、5.4%の減となっております。給付費国負担分の原則5%の部分でございまして、実質的な交付率2.22%となっております。

続きまして、173ページをお願いいたします。

上段になります。

4款1項支払基金交付金、合計で予算額10億6341万3000円、前年度比で4362万円、4.3%の増となっております。第2号被保険者の保険料の交付となります。

その下、5款1項1目1節、予算額5億6583万1000円、前年度比で1528万9000円、2.8%の増となっております。先ほどの介護保険給付費の県負担分となっております。

続いて、174ページをお願いいたします。

7款1項1目介護給付費繰入金4億8586万2000円、前年度比で1950万5000円の増となっております。4.2%の増となっております。

続いて、175ページをお願いいたします。

中段になります。

10款1項1目財政安定化基金貸付金1億4640万8000円、前年度比で8169万9000円の増、126.3%の増となっております。

歳入の説明は以上でございます。

続いて、歳出になります。

予算書は177ページをお願いいたします。

中段になります。

2款1項1目01居宅介護サービス等給付に要する経費、予算額19億6623万5000円、前年度比で1億1033万7000円、5.9%の増となっております。居宅介護サービス、地域密着型介護サービスなどの給付費となっております。令和8年度には介護従事者への処遇改善加算の改定があるため、給付費全体におきまして増額をしております。

それから、その下になります。

2目施設介護サービス等給付費、01施設介護サービス等給付に要する経費、予算額15億9937万1000円、前年度比で3136万1000円、2.0%の増となっております。特別養護老人ホーム等に入所されている方への給付事業でございます。

予算書は178ページをお願いいたします。

2項1目01介護予防サービス給付に要する経費、予算額8718万6000円、前年度比411万4000円、5.0%の増となっております。要支援1、2の方が利用する居宅サービス等の給付事業で、予防訪問入浴や予防訪問介護サービスの給付となっております。

続いて、予算書181ページをお願いいたします。

4款4項1目02地域包括支援センター運営に要する経費、予算額6457万9000円、前年度比マイナス138万2000円、2.1%の減となっております。地域包括支援センターの運営に関する費用で、12節委託料、千代田地区地域包括支援センター3150万円、霞ヶ浦地区地域包括支援センター2550万円となっております。委託事業者につきましては、千代田地区が社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会、霞ヶ浦地区が社会福祉法人明岳会となっております。

それから、その下になります。

2目01任意に要する経費、予算現額3511万円、前年度比150万円で4.5%の増となっております。市内の社会福祉法人等に委託して、独り暮らしの高齢者等の食生活改善、健康増進、見守りを兼ねた食の自立支援事業委託2850万円となっております。燃料費や食材等材料費の物価高騰によりまして、1食当たり委託料を950円、個人負担を1食450円で計上しております。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

介護の問題で、歳入で一番大きいのが、基本的には介護の半分は公費だと。市町村が12.5%で、県が12.5%で、残りが25%、そのうちの5%が調整交付金という形で、その5%が来ないと。今おっしゃいましたように2.2%だと。5%の場合と2.2%の場合の差額は幾らですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

令和7年度で申し上げてよろしいですか。

令和7年度で申しますと、まだ予定ではあるんですが、交付金の額が2.22%でございますので、7641万6000円、これが2.22%で積算した部分でございます。例えば、5%全部来た場合で積算しますと、調整率とかも入りますが、9569万2000円でございます。1927万6000円の差でございます。

○佐藤文雄委員

実際に、今回の令和8年度の予算の立て方は、実際人数が増えたということで、2.2%はあまり変わらないように積算した結果、調整交付金を7731万5000円にしたと。これ、下の介護給付費調整交付金（地域支援事業分）というのはどのように影響するんですか。

○介護長寿課長（関 克明君）

その下の介護給付費調整交付金（地域支援事業分）、こちらにつきましては、特に影響はございません。上の介護給付費調整交付金の部分とはまた別な部分でございます。

○櫻井繁行委員長

172ページですね、今。

○佐藤文雄委員

206万6000円っていうのは、これどういうふうにして決めたんでしょうか、国は。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

こちら上上の介護給付費調整交付金と同じでございます、高齢者中の後期高齢者の割合と高齢者の所得状況の格差を調整するものでございまして、国のほうで調整をされまして、5%から若干減少するというような予測にはなっております。

○佐藤文雄委員

つまり、国にある25%の調整の中に、この地域支援事業分も入っているということですか。

○櫻井繁行委員長

ご答弁はどちらから……

暫時休憩します。 [午後 2時54分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時55分]

答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

こちら、地域支援事業分におきましても、支出額に応じて国のほうから示されますので、5%までは来ないというような状況でございます。

○佐藤文雄委員

いや、25%のうちの5%が調整交付金でしょう。その5%の調整交付金の中にこれが入っているんですかという質問です。もし別だったら、別建てにこの介護給付費調整交付金という、25%よりも別な形で特別に出しているものなんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

委員おっしゃるように、別枠で出しているものでございます。

○佐藤文雄委員

そうすると、25%であって、5%のうち本市は2.2%しか来ないと。それが今、結果令和7年度の場合は、計算をすると約2000万円ぐらいほど国から支給されていないと。その分だけ公費が削られているということになると思うんですね。

それと、軽減分とありますね。低所得者の皆さんに対する軽減分。一般会計のときにもちょっと聞いたと思うんですが、軽減分というのは、1号、2号、3号までですか。その人たちの軽減分が、これは国、県あと市町村、3つでフォローしているんですか。その金額は分かりますか。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

課長、暫時休憩したいときはそちらから言ってください。アクションをそちらから起こさないと分からないですよ。答弁しますか。

○介護長寿課長（関 克明君）

休憩をお願いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時57分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時57分]

答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

申し訳ございませんでした。

低所得者の保険料軽減分につきましては、昨日もちっとお答えはしたんですが、国負担分として2分の1、県負担分として4分の1、今回令和8年度の積算に当たりましては、第1段階が1,800人、第2段階が900人、第3段階が800人ということで、見込みとして3,500人を見込んで計上しているということでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○佐藤文雄委員

今分かっていたら、恐らく予算書の中に入っているのかどうか分からないけれども、これは一般会計でフォローしているんでしょう、特別会計じゃなくて。その分だけこの保険料の収入が減るわけだもんね、軽減だから。だから今、ランクの1号ですね。ランクの1号、標準と1号。低いほうから今言ったと思うんですが、1,800人いて、その1,800人の金額も出ているんじゃないですか。幾らなんですか。それと2号が900人だったら幾らなのか。そして3号が800人で幾ら。合計で3,500人というふうに言ったので、その内訳を教えてください。これ2分の1、4分の1、4分の1で、だから市は4分の1負担しているということになりますよね。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして答弁を求めます。

3,500人の内訳も含めて。

総括をして、課長に伝わっていると思いますので、しっかり内訳、国、県、市とありましたけれども、

その負担割と合計まで、一発で答弁いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁を求めます。

○介護長寿課長（関 克明君）

国負担分の2分の1の分が1695万7000円です。

○佐藤文雄委員

それは、1号から言っているんですか。1号、2号、3号から言っているんですか。合計だとあれなので、1号、2号、3号で、それで合計と言っただけですか。人数も今言ったように、1,800人、900人、800人で3,500人だから、同じように金額の内訳を教えてください。

○櫻井繁行委員長

課長、私はそのように答弁いただければとお願いをしたので、その答弁がまとまってご発言をいただきたいと思います。

いけますか、暫時休憩ですか。

○介護長寿課長（関 克明君）

すみません、休憩をお願いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時02分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時02分]

改めまして答弁をお願いいたします。

○介護長寿課長（関 克明君）

大変失礼しました。

第1段階の1,800人の分として2118万6000円、第2段階の900人分として1246万5000円、第3段階の800人として26万4000円、合計3,500人分でございます、総額3391万5000円でございます。

○佐藤文雄委員

1号、2号、3号で分けてくれないかと言ったんだよね。国と県、だからそれ。これ細かいから後で出してもらっていいですよ。分からないんでしょう。だって、1号は1,800人で2号は900人で3号が800人でしょう。それぞれの国の補填分、軽減分の金額が幾らなのか。県はその4分の1でしょう。そうするとその分は幾らなのか。2号は幾らなのか、3号は幾らなのかとそれぞれ出てくるじゃないですか。そして合計が幾らとなる。合計をぽんと言われちゃったら、これ書きようがないじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時05分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時05分]

改めまして、答弁をお願いいたします。

○介護長寿課長（関 克明君）

申し訳ございません。

それでは、後日資料のほうで提出させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、今の質問に合った資料のほうの提出を後日お願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、資料は提出していただくということで、その3,500人分の合計額だけ今言いましたよね。その3,500人分の合計額は幾らですか。

○介護長寿課長（関 克明君）

合計で3391万5000円でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

やはり、介護が非常に大変な状況になっているにもかかわらず、国の支給の問題が今浮き彫りにされたと思うんです。国は低所得者に対する軽減分が3391万5000円ぐらい補助をしている。一方で、普通の標準からの方はそのままになっているんです。そういう中で去年は200円上げた。そういう値上げによってかなり改善はされてはいると思うんですが、非常に介護の方向で難しい状況になっていると思うんです。

ちょっと質問するのを忘れちゃったんですが、歳出のほうで見ると給付費の伸びが4%になっているんだよねという私、記憶なんだけれども、この給付費の伸びなんかももっと精査をしていく必要があるかなと思います。

そういうことで、これについて反対ということでお願いします。

○櫻井繁行委員長

そのほか討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻井繁行委員長

起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、その次行きます。

続いて、議案第20号 かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

消防本部から補足説明等ございませんか。

○消防長（町島 修君）

議案第20号 かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案集78ページ、議案概要書19ページとなります。

さらに補足説明資料として、かすみがうら市消防庁舎等移転整備についてということで提出させていただいております。

このほかの補足説明は特にございません。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

分かりました。せっかくですので、タブレット補足資料を出していただけるといいかなと思うんですよ。お願いをいたします。

それでは、補足説明がないということですので、消防総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

予算上の問題なので、私もいろいろ一般質問とかやってきましたけれども、改めて東消防署の、ここに今、説明書がありますけれども、この中に訓練棟が西消防署にはない。そのところの背景について説明をしていただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

訓練棟のお話でございましたが、訓練棟という設備を設けるのは西消防署のこちらがエリアになります。訓練棟を用いて訓練を行うのが、救助隊、特別救助隊ということになります。特別救助隊は西消防署に編成しておりまして、霞ヶ浦地区、東消防署の管轄、西消防署の管轄にかかわらず出動はいたしますので、日頃訓練を行う場所として西消防署の敷地のほうに設けているというような状況でございます。

○設楽健夫委員

東消防署のほうには、特段設ける必要はないと。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

東消防署、西消防署とも、消火隊、救急隊、それぞれ日常的な訓練はそれぞれの敷地のほうで行える状態でございます。

○設楽健夫委員

東消防署のほうでは特段の訓練、そういうものの実施について、その施設は必要ないということですか。東消防署のほうには訓練設備、訓練棟を含めて、その施設は必要ないということなんでしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

消防本部として1か所あれば可能でございますので、必要はございません。

○設楽健夫委員

それは、これまでの歴史の中で、西消防署、東消防署、東消防署も旧出島村で旧霞ヶ浦町、市という形で歴史があるというふうに思いますけれども、それがどこでそういうふうに変わってきたんでしょうか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

消防本部につきましては、市の消防になる前に、新治地方広域事務組合の消防本部でございました。そのときも、特別救助隊は本部のある千代田消防署にあったというふうに聞いております。

○設楽健夫委員

今の東消防署に訓練設備はありますよね。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

では、次長のほうからさらに詳しく説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○消防次長（立花秀男君）

お答えいたします。

新治地方広域事務組合の頃は、職員も多かったというところと、各消防署に救助隊がありました。救助大会に向けての訓練棟を造って訓練をしていた実績はございます。かすみがうら市になりまして、人数も少なくなっているというところもありましたので、東消防署にあった訓練棟については現在解体しております。

今後、新しい庁舎ができたときには、庁舎を訓練施設ということで考えることもできていまして、現在もそうなんです、高所の火災等、建物の2階とか屋上を想定した訓練については、新しい庁舎でもできるような形で設計というところを考えております。

ですから、今後訓練をするということであれば、消防本部のほうに訓練棟が1つあれば事足りるというような形になるかと思えます。

以上です。

○設楽健夫委員

そういうことで、この説明書の中には西消防署の鉄骨2階で9億1500万円、東消防署の場合には6億9900万円で、設計書も出ていますけれども、その設備の中に、東消防署には訓練棟がなく、そういう意味では西消防署からすると建設面積は若干縮小されているというふうに考えられますけれども、それでよろしいですか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

確認なんです、その面積が縮小というのは。

○櫻井繁行委員長

それでは、暫時休憩します。 [午後 3時16分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時16分]

○消防総務課企画監（磯山健史君）

お答えします。

西消防署、東消防署とも、現在の建物の延べ床面積よりも、どちらも約1.5倍程度になりますが、面積のほうは大きくなっております。

東消防署の訓練につきましては、現在のホース乾燥棟、こちらのほうで、火災のとき2階のバルコニーに上がって、はしごをかけて訓練するようなことを想定をして、設計のほうは行っております。

以上です。

○設楽健夫委員

分かりました。立面図のほうについては、この前頂いたと思いますけれども、ここには格納されてますか。何ページかに、入っていますよね。東のほうをちょっと出していただけますか。設計図です。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

お答えします。

今、東消防署の建築パースのほうをご覧になっていただいておりますが、こちらの左側にあります高

い棟が、これがホース乾燥棟となりまして、こちらに2階のバルコニーを想定したはしごをかけて上がる訓練というのが、通常の日常訓練の中でできるような形で考えております。

以上です。

○設楽健夫委員

分かりました。それで、この資料の中に平面図がどこかに載っていますよね。それちょっと出してもらえますか。

この縦横の長さはどういうふうになっているかちょっと教えてもらえますか。東消防署。

○消防総務課企画監（磯山健史君）

お答えします。

東消防署の建物の間口についてですが、横幅がこちら40.78メートルとなっております。奥行きが約24.5メートルの建物、1階の平家建てとなっております。

以上です。

○設楽健夫委員

ありがとうございます。

東消防署の県道沿いの距離、長さ、奥行きはどのぐらいになっていますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 3時20分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時21分]

改めまして答弁を求めます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

申し訳ございません。手元に詳細な面積等の資料ございませんので、おおよそですけれども、入り口の幅が30メートル程度で、奥行きが100メートル弱程度かと思われます。

○設楽健夫委員

これ、東消防署から今の消防署に移転するということの理由は何ですかということの話を何回も私させてもらってきました。法務局に行っても調べましたけれども、県道脇の長さは約51メートルです。奥行きは90メートルちょっとです。そういうふうになってきますと、先ほどの建物の横幅、長いほうで40メートル、短いほうが24.5メートルというふうになると、この東消防署にやっぱり十分建てられる面積はあるんではないかと思うんですけれども、その件についてはどうですか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

おっしゃるように、面積的には建物だけであれば収まります。

現状として、老朽化という問題を抱えておりますので、そのために建て替えをしようとしていると。現在地での建て替えとなると、建物は収まりますけれども、工事期間中の仮設計画であるとか、消防署の業務への制約を考えると、現状の敷地だけでは建て替え不可能ということで、中心部に移転をするというようなことで計画しているものでございます。

○設楽健夫委員

この東消防署の敷地、これは私も今の学校の周りの人に聞き取りといたしますか……

[発言する者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、暫時休憩をいたします。 [午後 3時24分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。〔午後 3時24分〕

○設楽健夫委員

先ほどの一番最初の画面出してください。予算が載っているところです。合併特例債。

あそこの東消防署のところにも十分建てられると。それで、財源のところでは合併特例債で、この充当額が6730万円ですか。その下に令和9年度、現在のところ充当額は未定というふうになっていますけれども、ここのところ、今後の進め方でどういうふうになっていくか、ちょっと説明していただけますか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

この後、議案第26号の一般会計の予算の中でも改めて説明いたしますけれども、来年度の財源に関しては財政と協議中でございますので、今のところお示しできるものはございません。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○設楽健夫委員

そうしますと、総額が19億3700万円というふうに見立てていますね。その下に合併特例債の、これ市債のほうになると思いますけれども、計画値がここに出されていると思います。そういう意味ではもう一つ、一般財源のほうからの必要額が出てくるというふうに思いますけれども、この点についてはここには書いてありませんけれども、それで一般財源からの繰出金といいますか、それがどのぐらいになるのかちょっと教えていただけますか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

この後の予算の説明の中で説明させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

○設楽健夫委員

この議案第20号ですが、特に東消防署の項中穴倉2410番地6を深谷3671番地に改めるというふうにあります。これから述べる理由によってこれは反対させていただきます。

1つ目、消防庁舎東消防署整備工事の提案されている場所は、学校、図書館、コミュニティセンター等の教育及び社会教育施設が集中しており、学校入り口からお年寄りや子どもたちが多数行き交い、スクールバスはじめ施設利用者の交通安全環境を悪化させること。

2つ目に、県道が教室に面しており、サイレン等が静かな教育環境を悪化させること。

3として、工事予定地からの定点調査が行われ、プール、駐車場で75デシベルの音響が測定されている。これは距離からすると、校舎まで100メートルですから、大体半分ぐらいのところですよ。にもかかわらず、学校教育に影響はないとして、緊急車両の動線のサイレンの実態調査が行われていないこと。

現在の東消防署の道路沿い50メートル、奥行90メートルが確保されており、老朽化に伴う整備工事施設の建設面積は、訓練棟を造ったとしてもその面積が確保されている。

以上の理由で、消防庁舎整備工事東消防署の工事場所、霞ヶ浦南小学校前、旧保健センター空き地を現在の東消防署敷地に変更することを求めて反対意見とさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

反対討論ということですね。

そのほか討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第21号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

消防本部から特に補足説明等ございませんか。

○消防長（町島 修君）

議案第21号につきましては、予防課長の大川課長のほうから説明させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○予防課長（大川賢一君）

それでは、説明いたします。

議案集は79ページ、議案概要書は20ページ、補足説明資料は6となります。

今回の条例改正につきましては、近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレル、こちらは木だるです、等に放熱設備、サウナストーブを設置する事例が全国で増加しております。しかしながら、現行のサウナ設備の安全性の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したもので、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要が生じたため、本市の火災予防条例を改正するものです。

さらに、住宅における火災予防推進の一環として、地震による火災を予防するため、感震ブレーカーを条文に明記し、改正いたします。

補足説明資料6の2ページ目は効果と種類の一覧、3ページ目が、中央庁舎のデジタルサイネージによる広報イメージとなっております。

なお、条例の施行は令和8年3月31日を予定しております。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、予防課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号のうち、消防本部の所管に関わる部分を議題といたします。

消防本部から補足説明等ございませんか。

○消防長（町島 修君）

議案第26号は、消防総務課、豊崎課長のほうから説明いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

それでは、説明いたします。

最初に、主な歳入について申し上げます。

予算書19ページになります。

14款7目の消防手数料となります。危険物等取扱手数料として、本年度予算額67万円、前年度と比較し4万3000円の減となっております。令和6年度までの実績に応じて減額してございます。

このほか、令和7年度は国庫補助金の歳入がございましたが、令和8年度はそうした歳入はございません。

このほか経常的な歳入としましては、28ページの諸収入、21款諸収入の4目消防費受託事業収入、常磐道救急業務事業支弁金、それから29ページの雑入の下から9個目、消防団員退職報償金が例年の経常的な歳入となります。

次に、歳出について申し上げます。

予算書は100ページ、事業概要説明書は69ページとなります。

まず、常備消防に要する経費につきましては、令和7年度当初予算額1億268万3000円に対し、8億2842万6000円増の9億3110万9000円となっております。こちらにつきましては、主に消防、救急、救助業務に係る経常的な費用を計上しておりますが、令和8年度は特に消防庁舎の整備工事費を計上しているため、このように大幅な増額となっております。

この消防庁舎整備事業費は令和9年度までの継続費としておりまして、予算書7ページをお開きください。

総額19億8446万9000円のところ、令和8年度に4割分の7億9378万8000円を計上し、残り6割を令和9年度に予定しているものでございます。先ほどの議案の中で起債と一般財源というお話がございまし

たけれども、起債が充当されるのは合併特例債 7 億6730万円、一般財源が2648万8000円ということになります。

また、茨城消防指令センターの消防指令システムの大規模更新が令和 8 年度から令和10年度にかけて行われますので、これも予算書 8 ページにありますように、本市が負担する分を債務負担行為として 1 億93万2000円を設定しております。さらに、この令和 8 年度分の負担金を含めた指令センターの運営協議会負担金は、予算書102ページのほうに戻りまして、説明欄の下から 4 番目にありますように4704万1000円となっております。

このほか、令和 8 年度からの新たな取組としましては、予算書の説明欄の下から 2 番目の消防業務資格取得助成金として30万円を計上しております。こちらは、消防業務に関する研修ですとか資格につきましては、これまでも公費で受講や取得をさせてきたもの、それから職員が自主的に任意で取得してきたものとございます。この任意で取得してきたものに係る費用の一部の助成を行うものでございます。

また、順番が前後しますが、同じページの説明欄の上から 8 番目に、予防用備品として67万6000円を計上しております。こちらは、建築確認申請の受付を電子化するためのシステム導入費用でございます。

続いて、消防団運営に要する経費について申し上げます。

予算書は102ページの下段、事業概要説明書は70ページとなります。

こちら、消防団員の報酬など経常的なものが主な内容になりますが、令和 8 年度は、消防団のポンプ車 2 台と小型ポンプ積載車 1 台の計 3 台の更新費用を計上しております。このうち 1 台分は、令和 7 年度に更新できなかった車両の分を計上しているので、予算額が増額となっているものでございます。

また、令和 8 年度の予算上には表れていませんが、これまで毎年開催されていた消防ポンプ操法競技大会が、令和 8 年度から 1 年おき、隔年での開催となります。令和 8 年度は 6 月に県南北部地区大会が予定されており、次は令和10年度に開催が予定されております。

説明は以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、お願いいたします。

○小座野定信委員

予算書101ページ、目節の12なんですけれども、消防庁舎整備設計内容照査業務委託620万4000円、次の12消防庁舎整備監理業務委託、この 2 点についてお伺いいたします。

これは、随意契約のような形で設計者に委託するんですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

まず、照査業務委託、最初におっしゃられた点については、別の第三者に委託する予定でおります。

次の監理業務は、こちらは今の設計業者に委託する予定です。

○小座野定信委員

この照査業務というのは、どういう内容になりますか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

今回、令和 7 年度で実施しております実施設計の成果について、図面から数量の拾いに誤りがないであるとか、積算が適切であるかどうかということを改めて第三者にチェックしていただくような内容になります。

○小座野定信委員

それは、設計に対する再調査というか、そういう形で行うわけですね。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

設計、積算に関する再調査ということでございます。

○小座野定信委員

大変すばらしいシステムだと思います。

ただ、次の消防庁舎整備監理業務委託、これを、設計図書を書いた、いわゆる設計をした業者に再度監視というか、その設計の建築している段階の打合せとか、そういったことをお願いする業務ですよ。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

そのような内容になります。

○小座野定信委員

やっぱり、これ自分が書いた図面を自分でチェックする。業者は、その図面のとおりにやるんですよ、建築業者というのは。途中で、例えば雨漏りの原因になるような、例えば筋交いの順番が違うとか、ここ1本足りないよとか、そういう細かいことが出た場合に、自分で図面を書いたものに対して、とにかく設計者はそれを認めたくない。

だから、この庁舎整備監理業務委託、これはもう発注していないですよ、まだ。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

監理業務委託は令和8年度の発注になります。

○小座野定信委員

これ強く私申し上げます。これ、だから随意契約じゃなくて、もう一度設計業者を集めて、この図書に対して、設計ができていられるわけでしょうけれども、その図書に対して違う設計業者に監理監視をしてもらうというふうにしないと、決していい建物できませんよ。

これ千代田庁舎ですけども、当時、今、桜川市のヒカリコウギョウというのが建てました。これ2階と3階の廊下、ずれているの分からないでしょう。こういうことがあるんですよ、例えば。あと古い話ですけども、旧千代田町の中央公民館、あそこ雨漏りが頻繁ですよ。ああいうことがあるんですよ。

これ、やっぱり建てる側と監視する側、図面を書いた側という、どうしても力関係で図面を書いた人が強いんですよ。そういうところをちゃんと人が書いた図面を違うものが、これ線違うよということでチェックしないと、いい建物はできません。どうですか、消防長。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○消防長（町島 修君）

貴重なご意見ありがとうございます。参考にしたいと思います。

○小座野定信委員

ぜひ随意契約というものの、一番面倒じゃない簡単な方法じゃなくて、大変でしょうけれども、もう一回やはり専門の違う見方のできる、違う角度で監視監修ができる、そういう業者をお願いしていただきたいというふうに要望します。終わります。

○櫻井繁行委員長

それでは要望ということで、しっかりと捉えていただきたいと思います。お願いいたします。

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

先ほどの今、予算書から話をしていただきましたけれども、西消防署と東消防署の今年度の予算は、東消防署が4億9491万3000円、東消防署が2億7989万3000円ですね。総額が7億7480万6000円。この計算書の工事予算額からすると、残として11億6220万8000円というふうになりますよね。

それで、まず11億6220万8000円ですけども、令和9年度の対象経費との差がありますね。これは何になりますか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

ご覧いただいている資料の3番、工事費で計上しています。

下の表と計算していくと差額が出てくる点は、この表の米印にも書いてありますように、先ほどお話が出ていました監理業務であるとか、そういった委託費用も含めて合計を出しておりますので、こういう差額が生じております。

○設楽健夫委員

分かりました。それで、この米印のところにいばらき消防指令センターというふうにありますね。このいばらき消防指令センターの総経費についてはどこに載っていましたか。この予算書の中にもちょっと載っていますけれども、ここのところをちょっと説明していただけますか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

いばらき消防指令センターの全体の経費については、令和8年度の負担金に、先ほど申し上げた予算書の8ページになります。こちら1億93万2000円を加えたものということになっております。内訳としましては、県全体の消防指令システムの大規模更新になりまして、令和8年度はシステムの構築が行われて、令和9年度はそのシステム機器の設置が行われて、令和10年度は、県内各地にある基地局の更新が行われるということで、本市の負担分が3年間でこの金額になるというようなものでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○設楽健夫委員

令和8年度で幾ら、令和9年度で幾らというのをちょっと言ってもらえますか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

令和8年度で3454万7000円、令和9年度で6299万8000円、令和10年度で3793万4000円ということになります。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

○佐藤文雄委員

消防費が、前年度と比べると7億8682万6000円、これは恐らく今言っている西消防署と東消防署の整備だと思います。そこで、充当財源を合併特例債に7億6730万円ということになっていると思うんですが、これ合併特例債の率というのは75%でしたっけ。債務というのは幾らでしたっけ。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

充当率95%と聞いております。

○佐藤文雄委員

95%で、いわゆる5%が一般財源ということになるかと思いますが、これ監査委員のほうから、次の東消防署の問題については、慌てなくてもいいんじゃないかという意見は出たという話を聞きましたが、そういう情報は入っていますか。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

定期監査、決算審査でそういったご指摘は特に受けておりません。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○佐藤文雄委員

合併特例債はこれで、7億6780万円ではほぼ終わりなんではないでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○消防総務課長（豊崎伴之君）

そちらにつきましては、大変申し訳ございません。財政所管になりますので、お答えできません。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

次に、議案第26号のうち、監査委員事務局の所管に関わる部分を議題といたします。

監査委員事務局から補足説明等ございませんか。

○監査委員事務局長（石川和彦君）

議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算のうち、監査委員事務局所管の予算についてご説明させていただきます。

歳入予算はございませんので、歳出のみの説明となります。また、事業概要説明書に該当する事業もございませんので、主な経常経費について、予算書にて説明させていただきます。

予算書の57ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、01監査業務事業、0101監査業務に要する経費でございます。予算額174万7000円、前年度予算額175万2000円に對しまして5,000円の減でございます。

減額の主な理由といたしましては、例年参加しております関東都市監査委員会につきまして、令和8年度は水戸市で開催されることから交通費が発生しないためでございます。

次に、主な支出を申し上げます。

1節監査委員報酬138万円、こちらにつきましては、前年度予算額と同額となっております。また、そのほか監査業務に要する経費のほかに、市長からの補助執行事務としまして、行政不服審査会など5つの事務を経常経費として計上しておりますが、説明のほうは省略させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、監査委員事務局に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第26号のうち、議会事務局の所管に関わる部分を議題といたします。

議会事務局から補足説明等ございませんか。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算のうち、議会費に関わる部分につきまして、議会総務課長からの説明とさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○議会総務課長（由波大樹君）

それでは、議会総務課所管分につきましてご説明させていただきます。

歳入はございませんので、歳出についてご説明申し上げます。

議案概要説明書は67ページ、予算書につきましては33ページ中段から34ページ下段までになります。

1款1項1目議会費、事務事業名、02市議会運営事業でございます。

令和8年度の当初予算額でございますが、予算書33ページ中段の説明欄、02市議会運営事業1億148万円で、前年度と比較しますと228万9000円の増となっております。

事業費別で申しますと、まず0201市議会運営に要する経費につきましては、当初予算額9411万6000円を計上、前年度と比較しますと108万3000円の増となっております。主な要因としましては、1節議員報酬につきまして、市特別報酬等審議会からの答申に基づきまして、来年1月の市議会議員選挙改選後の議員報酬を増額したことによるものでございます。

次に、予算書34ページ中段になります。

0202市議会だより発行に要する経費につきましては、当初予算額143万円で、前年度と比較しますと26万8000円の増となっております。主な要因としましては、10節印刷製本費について、1ページ当たりの印刷単価の上昇に伴い、増額計上となっております。

次に、0203市議会研修活動に要する経費につきましては、当初予算額343万4000円で、前年度と比較しますと93万8000円の増となっております。主な要因としましては、旅費の条例改正に伴いまして宿泊費を増額、また13節使用料及び賃借料としまして、視察先の移動手段としまして、バス等の借上料30万円を新たに計上したことによるものでございます。

続きまして、0204市議会政務活動費に要する経費につきましては、前年度と同額の240万円を計上、また0205市議会広域連携研究に要する経費につきましても、前年度と同額の10万円の計上となっております。

説明は以上となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議会総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○小座野定信委員

特にありません。

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結をいたします。

暫時休憩します。

[午後 3時58分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時59分]

以上をもちまして、議案第26号 令和8年度かすみがうら市一般会計予算についての質疑が全て終結をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

○佐藤文雄委員

反対ということにしたいと思います。

今回は、学校給食の無償化等々、国からの大きな支援があったということで、市民の暮らしに大きく、子育てには前進するというふうには思います。

ただ、やっぱり一方で逆西の調整池工事は、これは実施設計になっております。これはやめるべきだとはっきり申し上げたいと思います。

それから、スマートインターチェンジについても、私はこれまで何回も狭隘な道路を改善するようにして、にもかかわらず、極めてあまり効果のないような、また道路をかなり混雑に招くような形になってしまうということについての問題があるんじゃないかなと思います。

それから、私はいつも、住宅リフォーム助成制度、これを300万円から500万円、800万円と伸ばして、去年が大幅に削減された。これについては500万円に上がりましたが、400万円程度ですぐいっぱいになっちゃうんです。できましたら、これはもっと拡充すべきではなかったかと思います。

それから、設楽委員がおっしゃっている東消防署の件については、まだまだ今、慌ててやる必要はないのではないか、もっと十分に住民の理解を求めるべきだということだと思います。

あとは、それぞれいろいろ、もう一度チェックをして、討論にしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、反対討論ということです。

そのほか討論ございますか。

○設楽健夫委員

消防署の件で整備工事2億7989万3000円、この件については、設置場所についてさらにやはり検討していく必要がある、無駄が非常に多い、非常に危険であると先ほど申したとおりでありますので、この点については反対ですので、この場では反対というふうにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そのほかよろしいですか。

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○櫻井繁行委員長

起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午後 4時02分]

○櫻井繁行委員長

一度、会議を再開させていただいて。 [午後 4時02分]

あちらの時計で4時10分まで休憩を取らせていただきます。

暫時休憩します。 [午後 4時02分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして会議を再開いたします。 [午後 4時10分]

次に、議員発議第2号 かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発議者から補足説明等ございませんか。

○塚本直樹委員

私のほうから補足説明をさせていただきます。

それでは、発議第2号 かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正案につきましては、先日の2月27日の本会議において趣旨説明をさせていただいたところでございますが、改めて概要についてご説明いたします。

初めに、第2条、議員及び市民の責務でございますが、第2項中「採用」の次に「、昇格又は異動」を加え、「又は」を「若しくは」に改めるものでございます。

次に、第3条、政治倫理基準のうち、第1項第5号中「一般職の職員」を「市職員」に改めるものと併せまして、「政党若しくは政治団体の機関誌を購読するよう勧誘し、若しくは配布をする行為」をしないように加えるものでございます。

さらに、第9号といたしまして、「市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと」を追加し、施行日については本年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、発議者に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この議員倫理というものに対して、提案者はどのようなお考えでおりますか、伺いたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○塚本直樹委員

倫理というのは一言で言いますと、人として守るべき道、道徳というふうに私のほうは考えております。

以上です。

○矢口龍人委員

全くそのとおりだと思います。

それで、私が提案者で議員発議でもって、この政治倫理条例を提案させていただいて、令和5年に皆さんの審議をいただいて成立したという経緯がございます。

その中で私が思ったのは、本来はこの議員倫理条例などというものは、なくていいという思いで当時も説明したと思うんですけども、これはあくまでも自分のための、自分の身を守るというか、常にそういう崇高な理念を持って政治に当たるというのが基本だと思っておりました。ただ、そういうふうな状況をお話ししても、なかなか守れないという部分があるということでしたので、当時、提案させていただいて審議をいただいたということでございます。

そういう中で今回、この（９）ですか、「市から補助金等の交付を受けて運営している団体の代表者に就任しないこと」ということは、これ要するに倫理の部分で言えば、わざわざこんなこと書き足さなくても当たり前のことだと思うんですよね。なぜこれをわざわざ追加したのか、説明いただけますか。

○塚本直樹委員

この部分につきましては、市から補助金等を受けている団体の長に当たっている方が、これは今現在というか昨年度におきましても、そういう該当の方がいらっしゃいましたので、あくまでもこの文面を記載させていただきました。

以上です。

○矢口龍人委員

今お話ししたように、議員として倫理の部分から言ったら必要ないんじゃないですかと。これ該当する人がいるんですか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○塚本直樹委員

該当する方はおります。

○矢口龍人委員

どなたなんですか。

○塚本直樹委員

設楽議員でございます。

○矢口龍人委員

設楽委員、帆引き船の会長ですよね。そうすると、これは政治倫理審査会で審議があつて、結論が委員会で出ました。どういうことかということ、その審査会の結論は、法的に問題ありませんという結論だったんですよね。これ法律は倫理じゃありませんよね。ということだと思うんですけども、ですから本来は本人が自覚するべきことじゃないかなと思うんですけども。

その点、だから私は、わざわざこんなこと入れなくても、ただ当時の審査会の結論というのは、審査会のメンバーというのは、行政書士とか建築事務所の方とかだったと思うんですけども、彼らに議員の倫理というのは分からないと思うんですよ。だから、結論として法的に問題ないという結論に至ったと思うんですけども、それが足りないということで、提案者は今回の改正を求めたんですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○塚本直樹委員

昨年の政治倫理審査会の結論を私も承知しているところでございます。その中で、先ほど矢口委員もお話しいただいておりますが、倫理というのは、やはり疑惑を持たれてはいけないというふうに私も認識しております。ただ、今、団体の長、特に補助金を市から直接受けている団体の長に就任されているということは、私の中では、その疑惑の部分で、市民から私どもは負託を受けて議員になっているわけ

ですので、疑念を持たれるおそれがあるということで、今回このような形で入れる必要があると判断をいたしました。

以上です。

○矢口龍人委員

そういうふうの一つ一つ上げていったら、切りがないんですよ。例えば、民生委員は駄目だよとか、区長は駄目だよとか、体育協会とか社協とか、いろいろあると思いますけれども、それ全部入れなきゃならないんですよ。不公平でしょう、じゃないと。その辺も政治倫理条例の審査会の中で、いろいろ、る議論ありましたよね。

だから基本的には、何かと言ったら議員が自ら律するということだと思うんですよ。だから、あんまりいろんなこと入れられちゃうと大変混乱しちゃうし、だけれども、そう言っても、ずっと居座っているようなやつがいる場合があるから、今回提案したということでしょう。本人にちゃんと言えればいいんですよ。おかしいんですよ、おかしいじゃないですかと。そうやって本当は言えいいのに、言わないから、結局こういう条例案を改正なんて難しいことになっちゃったんじゃないかなと私思っているんですよ。

だから、皆さんはどういうふうに思うかあれですけども、ただ本当にこんなにぎすぎすに条例厳しくしちゃっていいものですか。その辺のところをやはり皆さんで議論してもらいたいと思います。

○櫻井繁行委員長

意見ということですから、質問の佐藤委員のほうに移りたいと思います。

○佐藤文雄委員

これも矢口委員が言ったように、「政党若しくは政治団体」云々かんぬんというのがありますけれども、これも議論になったんですよ。特に統一教会の問題をクローズアップして、結果的にこれが茨城県のほうにも出ていたけれども、これも実際には審議もされていないで、議案にも上がっていないままになっているわけですよ。

統一教会というのは、もう皆さんもご存じのように、解散命令も出ていて、カルト集団なんですね。それをわざわざこの文で取り上げて、おかしいんじゃないかということで、最終的に取り下げて、この前の文面になったわけです。

塚本委員は、市長が今回、庁舎内での政党機関紙の配布、勧誘、それから配達、集金を禁ずるということを市の職員を慮ってやったというふうな話で、もう改正をされたわけです。改正されているわけですから、わざわざこんなこと入れる必要はないですよ。これを入れると、ちょっと事前にお話ししましたように、これは政党活動を逆に戸外、いわゆる庁舎外も対象になっちゃうんですね。でも、庁舎外でちゃんと勧誘して、読んでいращやる方いますよ。じゃ今度はそれをやっちゃ駄目なんですか。

わざわざ10月17日に、横田部長と谷中課長が来て、改正のことについて話しました。そのときに、個別に当たって読んでもらってポストインしてもらうのは、別に問題ないですよというふうに言っているんですよ。

わざわざこんなのを入れたらおかしくなっちゃうんじゃないですか。政治活動の自由とか憲法に基づく思想信条の自由とか、そういうものまでも、これをはめ込んでしまうんですよ。結果的にこれが憲法違反になっちゃいますよ。これ出して。

だって外で職員に話しして、読んでもらって、オーケーだという話になったらおかしいんじゃないですか。そういうことがあるので、答えてください。

○櫻井繁行委員長

それでは、改めまして答弁をお願いいたします。

○塚本直樹委員

今、佐藤委員からお話がありました。これ、もちろん外で自ら希望して読まれている方がいるのは私も承知しております。ここでは、あくまで地位利用による、これは誰がというわけじゃなくて、地位利用による嫌がらせですとか、強制による不当な政党機関紙の購読、それから勧誘、配布を禁止するものであって、あくまでも正当な政治活動を禁止するものではありません。そのために私としては、庁舎内ではもう禁止となっていますので、お配りすることはできませんが、普通の皆さんが行う政治活動の部分に関しては、普通に正当に購読や勧誘するものに関しましては、問題ないと認識を持っております。

以上です。

○櫻井繁行委員長

庁舎外においては縛るものではないという答弁ですか。今、佐藤委員の質問に対しては、もう一度お願いいたします。

○塚本直樹委員

庁舎内におきましても、嫌がらせとか無理に勧誘するとか、そういったものを禁止するものでありますので、庁舎外で希望する方、それからもちろん支持者の方ですとか、そういった方に配布する、配達する、こういったものは禁止されているものではありません。

○佐藤文雄委員

拡大解釈され得るでしょうという話をしているんですよ。だってこれ、「若しくは」と書いていて、「圧力をかける行為」といってリンクされちゃったら、例えばその問題を本来でない形で言われた場合に、これでおかしいと、だって何か投書があったでしょう。市長は投書をもって、調べてどうのこうのやったわけですね。同じように、そういうふうに、佐藤議員はああいうことをやっていて、どうのこうのというふうにやられた場合にまで拡大解釈されちゃうんですよ。

だからこれは、議論を通じてもう既にやめようと、今、矢口委員が言ったように事細かにやっちゃったら、もう倫理よりも規制になってしまう、議員の規制をわざわざかけることになってしまうというんですよ。それをやっぱり理解してもらいたいんですよ。いかがですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁をお願いいたします。

○塚本直樹委員

ご意見ありがとうございます。

繰り返しになってしまいますが、庁舎内の規則におきましても、職員の方からいろんな声があったというのも承知しております。その中で、やはり議員の地位を利用する嫌がらせ、それから不当な勧誘等という声が聞こえたので、今回入れさせていただきました。

以上です。

○佐藤文雄委員

今言ったような中身だったら、強制みたいに言われちゃうじゃないですか。だって地位を利用してやったんだよ、あれはというふうになっちゃうんじゃないですか。

だから、そういうふうにあくまでも議員としての倫理というのをわきまえて、やればいいと。事細かにわざわざ具体的なことまでやってしまうと、これを政党活動まで規制することになりますよ、憲法違反になっちゃいますよということを私は言っているんですよ。同じ答えにしないでくださいよ。いかがですか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○塚本直樹委員

嫌がらせですとか、今お話あったように憲法違反というお話もございましたが、実際に今、私がお話したように、もちろん倫理という部分で、皆さんがその倫理感を持っていただければ、もちろんこの倫理条例は矢口委員もおっしゃったように必要ないと私もそれは感じます。

ただし、やはりそういった実際に職員の方でも声が上がったり、あとは実際にそういった形で疑惑を持たれる声があったとした場合に、やはりこういった倫理条例というもので記載をして縛る必要があるのかと私は感じましたので、こちらに記載をしているということです。

以上です。

○小座野定信委員

確認ですが、これは庁舎内という意味ですね。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁をお願いいたします。（８）のところですね。

○塚本直樹委員

こちら、庁舎内の規則でもう既に禁止されている形になりまして、その中で、ただ外、庁舎出た場合においても、嫌がらせですとか、議員の地位を利用して強制……

〔「それは駄目でしょう」「庁舎内だよ」と呼ぶ者あり〕

○塚本直樹委員

続きをさせていただきます。

不当な勧誘や購読、配布を禁止する、そういったもので記載をさせていただいております。

○小座野定信委員

文言が一言足りなかったね。庁舎内という限定的な場であれば、議員として当然です。ただ、今、佐藤委員が言ったように、本当にこれ憲法違反になりかねないですね。政治の考え方の自由という憲法でも保障されているし、これはちょっとまずいかなと。

続けて質問いいですか。続けて質問します。

あと、議員が職員の異動、それと昇格に関わらないということですけども、こういうことが今までありましたか。

○塚本直樹委員

私も直接は認識はしておりませんが、近隣市町村でこのような文言は入っているのを確認いたしました。

以上です。

○小座野定信委員

これもやはり、かもしれないという臆測で、こういう決まり事はつくるものじゃないと思いますね。これはあくまでも憶測です。

確かに誰々が、佐藤議員が誰々を副市長にしろとか、誰々を総務部長にしろとか、そう言ったという事実をつかまえているのであれば、当然そうなります。しかし、他の市町村でこういう文言があったからうちのほうも入れようというのは、これはちょっとおかしいよね。私はそう思います。

どうぞ、提案者の答弁を求めます。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁をお願いいたします。

○塚本直樹委員

これは庁舎内に限ったことはないんですが、いろいろと世間ではハラスメントですとか、そういったパワハラという声もありますので、ここに関しても市職員の方を守るという意味でも、議員の皆様が襟を正して、そういったことを、もちろん皆様がやると、そういうんじゃないんですけれども、それと襟を正す意味で、ここに入れさせていただきました。

以上です。

○小座野定信委員

いかにも議員が職員をいじめて、襟を正していないみたいな言い回しですね。その辺どういうふうに見ていらっしゃるんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 4時32分]

○櫻井繁行委員長

改めまして、会議を再開いたします。 [午後 4時32分]

答弁を求めます。

○塚本直樹委員

今のご質問にお答えいたします。

実際に不当な職員の異動ですとか昇給昇格、こちらに関しては、もちろんそういったものを、いろんな声があるかもしれませんが、そういうところに気をつけて皆さんに倫理を守って行動していただきたいということで入れさせていただきました。

以上です。

○小座野定信委員

ちょっと考え過ぎ、臆測で決まり事をつくるということは、ちょっと行き過ぎじゃないかなというふうに私は思います。先ほどの購読物とか政治的な圧力とか、そういったものを庁舎内で収めるというのであれば当然、必要なものだと思います。市長が庁舎内の取決めでつくったと言っても、やはり議員としても襟を正す意味では、庁舎内という言葉があれば私は適切だと思います。しかし、庁舎内という、そういう文言が抜けている。

正直言って、もうちょっとみんなに相談してからつくればよかったと思いますよ。格好つけたいのは分かります。でも、やはり自分がつくったものを自分でという再チェック、何人でつくったかは分かりませんが、ちょっと浅はか過ぎるというふうに私は論じて終わります。

○佐藤文雄委員

答弁の中で、職員を守るという言い方をしましたよね。何か懲罰委員会みたいですよ。私が懲罰を受けましたよね、戒告を。そういう事実はないわけですよ、パワハラという事実は、証明されなかったんですよ。証明されていないですよ。パワハラを証明されていません。会議録をよく読んでください。パワハラ的なとか、そういうふうな言い方をされてやってしまうと、職員を守るという、これは対等平等は、あくまでも対等平等でやっているわけだから、わざわざ職員を守るという、そういう言葉は逆に問題なんじゃないかなと思うんですよ。

やはり私たちは自覚を持って議員活動をやっているし、皆さんも同じだと思うんです。職員だってやっぱり住民に奉仕するという、そういう宣言までしているわけですから、そういう職員と私たちのほうは、あくまでも対等平等で、守るとか守らないとかという問題ではないというふうに思います。いかが

ですか。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○塚本直樹委員

今、佐藤委員からお話いただきました職員を守ることですが、私の中で、そういった職員、もちろん対等平等で、職員とはいろんな意見をぶつかり合って仕事をしていく、それはもちろんそのとおりだと認識しております。

以上です。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○久松公生委員

政治倫理条例ですので、皆さんに関わることだと思うので、ちょっと確認したいんですけども、先ほど矢口委員から（９）のことで話があったんですけども、この市から補助金をもらっている団体というのは、多分いろんな団体がそうやって運営しているところあるんですが、自分でもそれ、もしかして入っているというような認識もあるんですが、これはどういう団体の、全ての団体で、じゃ入っていても、要はその団体の会長とかそういうのでなければ、委員であればいいということで理解してよろしいでしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは、答弁を求めます。

○塚本直樹委員

今、久松委員がお話しした認識のとおりでございます。

○久松公生委員

１つ気になるところがあって、行政区に区長って、会長じゃなくて区長というのがありますよね。区長というのも、自分らの地区でもいろいろ人手不足で回ってくる。この区長というのは、これには該当しないという理解でよろしいのでしょうか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○塚本直樹委員

区長はまず、かすみがうら市の場合、区長会があります。その区長会の会長はこちらに抵触する可能性があります。区長は抵触しません。

○久松公生委員

じゃ、区長は抵触しないというようなあれでよろしいんですね。

○櫻井繁行委員長

それでは答弁を求めます。

○塚本直樹委員

今、久松委員がおっしゃったとおりの認識でございます。

○小座野定信委員

何という法律か忘れちゃったけれども、たしか地方自治体の議員の場合、区長はなれません。基本的に。これブラックに近い完全なグレーゾーンです。これこそ倫理です。

他の市町村でやっている議員います。何人かいます。私も知っていますけれども、俺はもう10年やっ

ているんだよとやっている人もいます。でも、これグレーだよと、法的に真っ黒に近いグレーだよということで、私いつも言っているんですけども、法律はちょっと覚えていませんけれども、アウトです。倫理で言ったらアウトです。

○櫻井繁行委員長

ちょっとその確認は取れるか、暫時休憩して、そのほうがいいですよ。今、小座野委員がおっしゃったところをクリアしないといけないと思うので。

暫時休憩いたします。 [午後 4時38分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時46分]

○矢口龍人委員

大変難しい問題ですので、継続審査ということでお願いしたいと思います。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時46分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時51分]

皆様方からのご意見をいただいたところでございます。

議員発議第2号、これ塚本議員からの発議第2号でございましたが、皆様からも献身的なご意見もいっぱいいただいていたので、我々自身を縛ることになりますので、もう少し熟知をして、文言の修正等も必要だろうというご意見もございましたので、この議員発議第2号については、引き続きの継続審査ということにさせていただければと委員長として考えております。

これも賛否を取ったほうがよろしいですよ。改めまして、議員発議第2号につきまして……

[「俺が今、提案したんだ」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

そうですね。議員発議第2号については、私も今申し上げましたけれども、矢口委員からも継続審査がよろしいのではないかというご意見ございました。

改めまして、継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、議員発議第2号につきましては、引き続きの継続審査ということにさせていただきます。

暫時休憩します。 [午後 4時53分]

○櫻井繁行委員長

改めまして、会議を再開いたします。 [午後 4時54分]

議員発議の第2号については、引き続きの継続審査ということでございます。

それ以外のところでございます。29本あったのかな、そのほか皆さんと審議をしてきたところについてなんですが、会議録作成の件ですが、委員長に一任をしていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

本日の委員会は、この程度をもって終了させていただきたいと思います。

また、議員発議第2号につきましては継続審査ですので、調整をして皆様方にお知らせをさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時55分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行